

「海老名市公共汚水ます等の設置に関する要綱」の制定について

海老名市公共汚水ます等の設置に関する要綱を策定し、公共汚水ます等の設置基準や、費用負担などについてのルールを定めました。

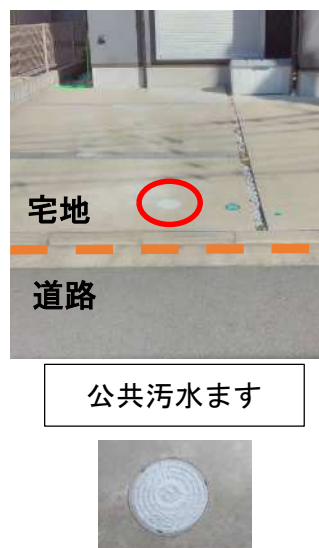
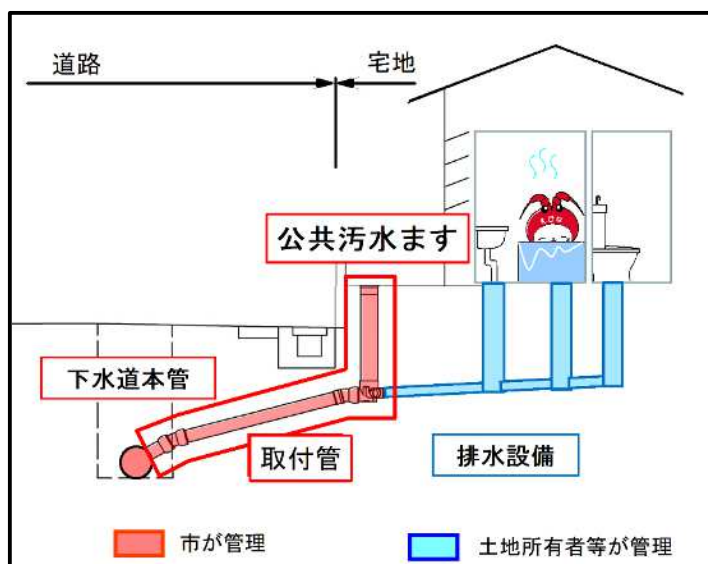
令和7年度は、今までと同様の取り扱いで公費施工を行います。基準日（令和8年3月31日）以降の宅地分譲など、土地所有者の都合に伴うものについては、自費施工となりますのでご注意ください。

要綱の主な内容

- ・ 一体利用可能な一団の土地当り、一箇所の設置を原則とします。
- ・ 宅地分譲などの土地所有者等の都合によるものは、原則、自費での施工となります。
- ・ 公共下水道の供用開始区域内にある土地で、これまで公共汚水ますを設置されていない場合は、今後も公費施工で設置できます。（開発行為等に伴うものは除きます。）
- ・ 市街化調整区域内において、市が施工する公共下水道整備工事の際に設置する場合は、今後も公費施工で設置できます。

※詳細な事例については、担当課とご相談ください。

【参考図】公共下水道（汚水）の構造について



お問い合わせ先 海老名市まちづくり部下水道課管路施設係
電話 046-235-9619(直通)